

## 非営利法人等の比較

	病院事業に対する法人税	寄付		配当	設立	収益事業	出資持分の有無	議決権	脱退社員 の払い戻し請求権	解散時の 分配	個人に 対する 相続税
		企業の寄付に 係る法人税	個人の寄付に 係る所得税								
持分のある 社団医療法人	一般税率 (*注1参照)	一般の寄付金 (*注2参照) としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	不可	有	社員総会 1人1票	あり	社員の出資 額に応じて 分配	課税
持分のない 社団医療法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	不可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
財団医療法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	不可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
特定医療法人	軽減税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	承認	不可	無	社員総会 又は 評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
特別医療法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	可	無	社員総会 又は 評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
宗教法人	軽減税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	認証	可	無	責任役員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
民法第34条 に基づく 社団公益法人	非課税又は軽 減税率	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可 の場合と、一 般の寄付金と しての限度額 の計算に含め る場合の両方 がありうる	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)の場合と、 所得控除不可 の場合の両方 がありうる	不可	認可	可	無 (ただし、定款で 払戻が出来る旨 定めがあれば、有)	社員総会 1人1票 (ただし、定款で 別段の定めをす ることが出来る。)	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
民法第34条 に基づく 財団公益法人	非課税又は軽 減税率	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可 の場合と、一 般の寄付金と しての限度額 の計算に含め る場合の両方 がありうる	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)の場合と、 所得控除不可 の場合の両方 がありうる	不可	認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
学校法人	非課税	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)	不可	認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
社会福祉法人	非課税	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)	不可	許認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
NPO法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	認証	可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、公 益法人、学 校法人、社 会福祉法人 又は更生保 護法人	-
認定NPO法人	一般税率	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)	不可	認証	可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、公 益法人、学 校法人、社 会福祉法人 又は更生保 護法人	-
株式会社	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	可	-	可	-	株主総会 1株1票	-	株主の持ち 株数に応じ て分配	課税

\*注1 一般税率 : 年間所得800万円以下は22%、  
: 年間所得800万円超は30%。  
軽減税率 : 22%

\*注2 一般寄付金 : { (資本等の金額 × 0.0025 + 所得金額 × 0.025) × 0.5 } の範囲で損金算入可

資料 : 厚生省健康政策局 : 平成11年度医療施設経営安定化推進事業「経営の実態把握とその対応策について」報告書